

## 令和3年第4回白河市農業委員会総会議事録

### 1. 開催の日時及び場所

日 時 令和3年4月28日(水) 午後2時00分

場 所 サンフレッシュ白河

### 2. 会議構成人員(15名)

#### 出席農業委員(12名)

4番	小松勝恵委員	5番	小泉光敏委員
6番	橋本賢一委員	7番	樋口幹夫委員
8番	山内喜一委員	9番	深谷宏光委員
10番	早津和一委員	11番	山本繁夫委員
13番	富永進委員	14番	齋藤茂委員
15番	塩田一也委員	19番	矢野正則委員

#### 欠席農業委員(3名)

12番	有賀良雄委員	16番	秋元幸一委員
17番	砂塚功委員		

### 3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

### 4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	鈴木 誠之	次長兼係長	鈴木 健一
主任主査	真船 美和子	副主査	三浦 隆史
表郷分室長	小針 博之	大信分室長	新井 修治
東分室長	藤田 和宏		

## ◎開 会

事務局長 皆様、お疲れさまでございます。

定刻前ではありますが、本日参加の委員さん、皆様おそろいですので、これより始めたいと思います。

つい先日、年が明けたと思ったらあっという間にまた時が過ぎ、いよいよ本格的な農作業シーズンへと突入いたしました。皆様にはそのような大変ご多用の中、令和3年度最初の総会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ち、去る4月1日付で事務局職員に異動がありましたので、新たな職員をご紹介します。

まずは、事務局次長兼係長の鈴木健一でございます。

事務局（鈴木次長兼係長） よろしくお願いいたします。

事務局長 次に、表郷分室長の小針博之表郷事業課長であります。

事務局（小針表郷分室長） よろしくお願ひします。

事務局長 改めまして、委員皆様のご指導を何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達しておりますので、ただいまより令和3年第4回白河市農業委員会総会を開会いたします。

なお、審議に先立ち議案書の一部に変更がございます。

お手元に配付させていただきましたけれども、議案書の12ページにつきまして、申請者の手違いによりまして代金に誤りがございましたので、恐れ入りますが差し替えをお願いいたします。

では、本日の議案につきましては、農地法第3条関係が7件、同じく5条関係が6件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が92件、合わせて105件をご審議いただきます。

なお、委員の皆様には先日、結果を文書でお送りしてございますが、新型コロナウイルスが昨年にも増して拡大傾向が顕著となっている状況下で、特にこの総会の持ち方を今後どうすべきか協議するため、過日、運営委員会を開催しました。

その結果、「感染予防のため、当面の間は引き続き参加人員を減じて開催すべきもの」と決したことから、本総会につきましては、その結果に従い出席委員を減じ、小委員会委員、運営委員会委員、そしてこれに加えて許可申請のあった地区の担当委員の構成により開催するものであります。

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに矢野会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 皆様、本日もお集まりいただきありがとうございます。

農作業自体も春の代かきが始まり、早いところではもう田植がしてある田んぼも見受けられます。これからますます忙しくなると思いますので、健康には十分注意して仕事に当たっていただきたいと思います。

また、先ほどラジオで白河市のコロナ感染は4人という放送がされていました。先日も運営委員会の中で話に出ましたが、迅速なワクチン接種など早めの対応を願うものであります。こうした厳しい状況はこれからも続くと思いますので、当面は人数を減じて総会を持っていきたいと思います。それでは、よろしく申し上げます。

---

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、それでは、議事録署名人には、4番、小松勝恵委員、15番、塩田一也委員の両名を指名いたします。

---

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申出がありましたので報告いたします。

12番、有賀良雄委員、16番、秋元幸一委員、17番、砂塚功委員の3名であります。

---

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。  
事務局に議案を朗読させます。

事務局(鈴木次長兼係長) それでは、2ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。令和

3年4月28日提出。会長矢野正則。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局（真船主任主査） 議案の説明に入る前に議案書の訂正をお願いいたします。

議案書3ページ、その2、譲渡人を設定人に、譲受人を被設定人に訂正をお願いいたします。

それでは、農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその7朗読】

以上、その1からその7までの案件につきまして、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

7番、樋口幹夫委員。

樋口委員 大沼地区担当の樋口です。

去る4月17日に現地調査を行いました。譲渡人、譲受人には4月17日に電話で内容について確認しました。双方とも申請内容については問題ないとのことでした。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の調査結果について、事務局より報告願います。

事 務 局（真船主任主査） 3条その2について、地区担当、有賀農業委員、深谷推進委員よりご報告をいただきましたのでご説明いたします。

今回の申請について、去る4月18日に設定人、被設定人は都合が悪いとのこと、設定人宅で申請内容について確認し、申請内容について間違いのないことです。周辺農地への影響、ほかの農業者への影響も問題ないということです。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第3条その3について審議します。

地区担当委員の調査報告について、事務局より報告願います。

事務局（真船主任主査） 3条その3について、地区担当、砂塚農業委員、茂木推進委員よりご報告をいただきましたのでご説明いたします。

今回の申請について、去る4月20日に譲渡人代理人、譲受人現地立会いの下、申請内容について確認し、双方とも申請内容について間違いないとのことです。周辺農地への影響、ほかの農業者への影響も問題ないということです。皆様のご審議のほどよろしく願います。

会長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 表郷金山地区担当の橋本です。

去る4月26日に鈴木委員と私で、譲渡人は遠方のため電話にて申請内容を確認いたしました。譲受人は現地にて申請内容を確認しました。ほかの農業に関する影響はないので、皆様のご審議よろしく願います。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 金山地区担当の橋本です。

去る4月26日に鈴木滋夫委員と私で、譲渡人は、遠方のため電話にて申請内容を確認し間違いないということでした。譲受人には現地にて申請内容を確認いたしました。問題ないということで、皆様のご審議よろしく願います。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その6について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 同じく表郷金山地区担当の橋本です。

去る4月26日に鈴木滋夫委員と私で、譲渡人が遠方のため電話で申請内容を確認して間違いがないということでした。譲受人には現地にて申請内容を確認いたしました。支障はないので、よろしくをお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その7について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 表郷金山地区担当の橋本です。

去る4月26日に鈴木滋夫委員と私で、譲渡人は遠方のため電話にて申請内容を確認いたしました。譲受人には現地にて申請内容を確認して間違いがないということでした。皆様のご審議よろしくをお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議します。  
事務局に議案を朗読させます。

事務局(鈴木次長兼係長) 6ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和3年4月28日提出。会長矢野正則。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(鈴木次長兼係長) それでは、7ページをご覧ください。

#### 【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

転用許可の基準としましては、一時転用事業が準用されるものと判断いたします。

農地の区分と転用目的には問題ないと思われまますので、皆様方のご審議のほどよろしくお願いいいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

11番、山本繁夫委員。

山本委員 去る25日に矢野委員と私と篠宮委員の3人で現地調査、確認を行いました。被設定人は行政書士にお願いをしておりまして、当日来る予定の手はずになっていたんですがすっぽかされまして、篠宮委員が翌日26日に行政書士に電話をして内容の確認を行いました。25日には設定人が現地に立ち会っていただきまして、申請のとおり間違いはないということです。

もともと設定人の土地の真ん中を使うということですのでけれども、設定人が農作業のためにトラクターで通ったり、軽トラックが通ったりということで通常利用しているエリアなので、そこに工事の関係で鉄板を敷いて3か月後には撤収するという内容で何ら問題がないというふうに確認をしてきました。よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(鈴木次長兼係長) それでは、12ページをご覧ください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的には問題ないと思われまますので、皆様方のご審議のほどよろしくお願いいいたします。

会 長 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、10番、早津和一委員の離席を求めます。

(早津和一委員 退席)

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

11番、山本繁夫委員。

山本委員 去る25日に、高橋委員と私で現地立会い、現地確認を行いました。譲受人については、向こうの業務の関係で連絡が取れなかったということで、翌日26日に高橋委員が電話確

認して、内容については間違いないという確認をいたしました。

現地は畑で、今までも作物は作っておらず草刈りで管理しております。図面でも分かりま  
すように周囲は全て宅地になっております。説明でもありましたように、都市計画区域にな  
ってしまして第1種住居専用区域になっておりまして、何ら周辺への影響は問題ないという  
ことを確認いたしました。

排水関係ですが、排水は既に進入路のほうに側溝が入っておりまして、その側溝を利用し  
てやるということと、既に土地の中に公共下水道のますの管が引き込んでありまして、排水  
関係、汚水、雨水全く問題ないのではないのかなというふうに見てまいりました。よろしく  
お願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

10番、早津和一委員の入場を求めます。

(早津和一委員 入場)

会 長 農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 (鈴木次長兼係長) それでは、17ページをご覧ください。

**【その3朗読】**

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的には問題ないと思われまますので、皆様方のご審議のほどよろしくお  
願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

10番、早津和一委員。

早津委員 白河西部地区担当の早津です。

去る4月25日、高橋委員と現地を調査いたしました。譲渡人には4月24日、電話で確認、  
今回の申請に間違いないとのこと。譲受人は現地で立ち会っていただき確認しました。  
申請地の東側には農地がありますが休耕中で、また許可を取ってあるとのこと。周辺は  
住宅地なので問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（鈴木次長兼係長） それでは、22ページをご覧くださいと思います。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業により該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的に問題ないと思われまますので、皆様方のご審議のほどよろしく願います。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

13番、富永進委員。

富永委員 東小野田地区担当の富永です。

この案件につきましては、去る25日、梨本委員と譲渡人、譲受人、それに申請代理人立会いの下、確認をまいりました。この案件につきましては、周囲も住宅何軒か建っておりますし、何ら農業に支障があるようなことはないと思われまますので、皆様の審議よろしく願います。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その5を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（鈴木次長兼係長） それでは、27ページをご覧ください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的には問題ないと思われまますので、皆様のご審議のほどよろしく願います。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

10番、早津和一委員。

早津委員 白河市西部地区担当の早津です。

去る4月25日、高橋委員さんと現地を調査しました。譲渡人に電話で確認し今回の申請は

間違いのないことです。譲受人とは25日に現地で確認いたしました。兄弟間のやり取りであり特段問題はないと思います。周辺農地への支障もないと思われます。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その6を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(鈴木次長兼係長) それでは、32ページをご覧ください。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的には問題ないと思われますので、皆様方のご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

5番、小泉光敏委員。

小泉委員 小田川地区担当の小泉です。

この件につきましては、去る24日の日、十文字委員と現地を調査しました。譲渡人に確認し問題ないということです。譲受人は、電話で確認しました。申請内容に間違いのないこととであり、また周辺農地への影響もないと思いますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

---

### ◎議案第3号

会 長 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局(鈴木次長兼係長) それでは、38ページをご覧ください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業

経営基盤強化促進法第18条第1項により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。令和3年4月28日提出。会長矢野正則。

会長 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、15番、塩田一也委員の離席を求めます。

(塩田一也委員 退席)

会長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第92号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第92号について原案のとおり承認いたします。

15番、塩田一也委員の入場を求めます。

(塩田一也委員 入場)

---

#### ◎その他

会長 以上で、本総会に提案された議案の審議が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会長 なければ、事務局より。

事務局長 それでは、事務局よりご連絡を申し上げます。

まず1点目、今年度、令和3年度の農政関係主要事業の説明関係でございます。例年ですと、この4月の総会後に農政課と農林整備課の職員の方に来ていただき、本年度の主要事業の概要について説明をいただいております。しかしながらご承知のように全員参加の場を設けることは当面難しいことから、昨年度同様に近日中に資料を委員の皆様全員にお送りするよういたしますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、2点目、親睦会の年会費についてでございます。これも例年ですと5月の総会時に集金しておりますが、これもなかなか全員参加の場が当面難しいということがございます。

また、これに加えて、2月からは総会時にお茶を用意しなくなったものですから、事務局としては年会費の見直し協議が必要であろうと考えております。そうしたことからこの

件に関しては役員会で協議をさせていただき、その後に別途、文書にて、ご案内をさせていただきたいと思っております。

続きまして、3点目、職員の軽装、クールビズの案内です。市では、6月1日から9月30日までの、4か月間をノー上着・ノーネクタイにしておりますが、来月1日からも気候等を考慮しまして軽装での執務が可能となっております。詳しくは来月の総会の開催通知にてご案内させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後です。次回総会の日程でございます。今回は5月31日月曜日、午後2時から、今度は本庁の5階、正庁に戻って開催するようにいたします。

なお、来月の総会につきましても、今回同様に小委員会委員、運営委員会委員、そして転用申請のありました地区の担当委員さんの構成により、人員を減じて開催いたしますのでその旨ご理解願います。

私からは以上であります。

会 長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、以上で本日の総会を終了いたします。

---

◎閉 会

会 長 これをもちまして、令和3年第4回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時55分)